

【指定金融機関の申請をされる方向け】

# 指定金融機関 公募要領

令和3年度  
省エネルギー設備投資に係る利子補給金

2021年4月

申請される民間金融機関等の皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資に係る利子補給金交付規程(SII-BFA210-01-210331-R。以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。
- ⑦ 利子補給金に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人事業主を除く)

一般社団法人環境共創イニシアチブ

## 1. 事業概要及び指定金融機関の業務

1-1	事業目的	5
1-2	事業実施スキーム	5
1-3	事業内容	5
1-4	応募資格	6
1-5	指定金融機関の業務(予定)	7

## 2. 応募手続き

2-1	公募期間	9
2-2	応募方法及び応募書類	9
2-3	応募書類提出先	10
2-4	問い合わせ先	10

## 3. 審査・指定

3-1	審査基準	13
3-2	指定金融機関の決定・通知及び公表	13
3-3	その他	13

## 4. 資料

4-1	本事業の概要(予定)	15
4-2	新規融資の公募スケジュール(予定)	16
4-3	継続融資の申請スケジュール(予定)	16

## 5. 申請様式の入力例

5-1	様式1	19
5-2	様式2(基本情報)	20
5-3	様式3(事業実施体制)	21
5-4	様式4(民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法)	23
5-5	様式5(公開する本事業に関する窓口の掲載情報)	24
5-6	様式6(役員名簿)	25
5-7	様式7(指定金融機関の業務(予定)の確認)	26



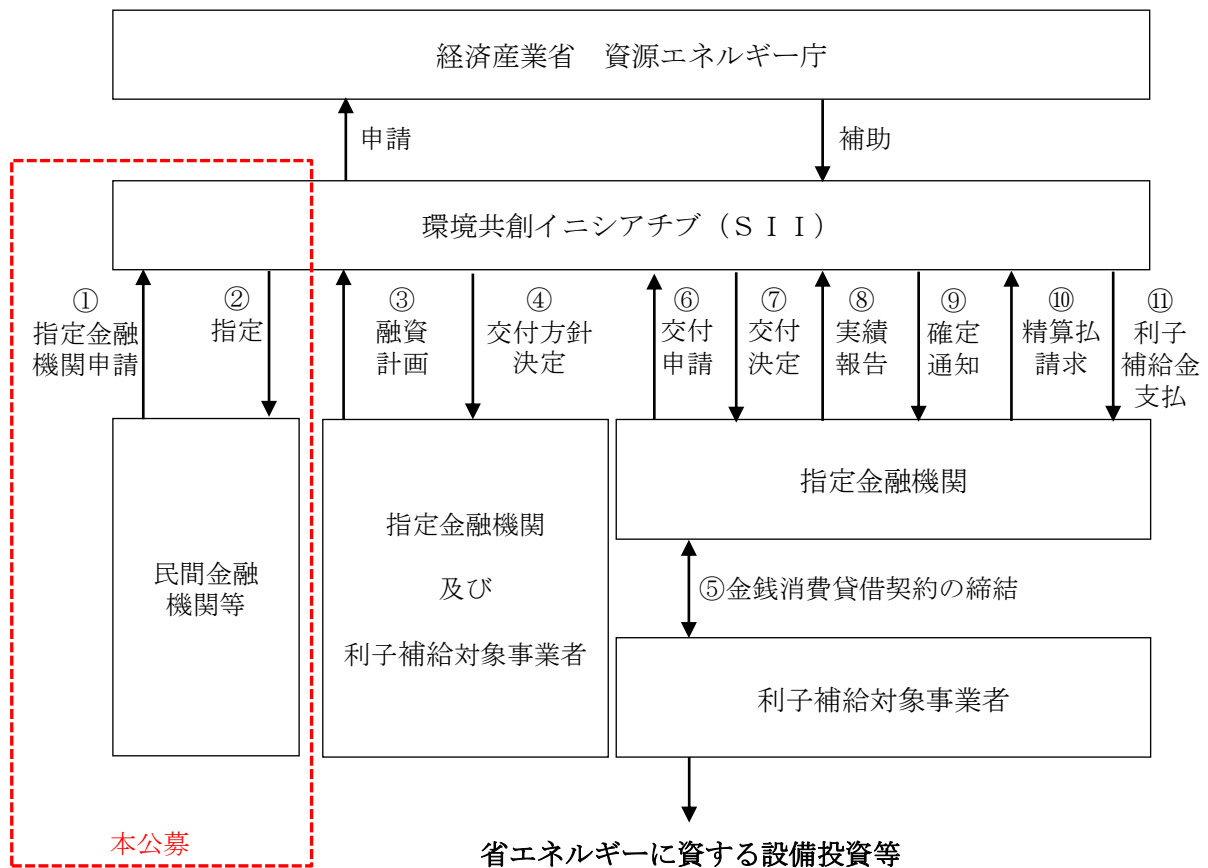
# 1. 事業概要及び 指定金融機関の業務

## 1-1 事業目的

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等(以下「利子補給対象事業」という。)を行う民間団体等(以下「利子補給対象事業者」という。)に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

## 1-2 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。



## 1-3 事業内容

本事業は、新設事業所や既設事業所における省エネルギー設備の新設・増設を促進するため、当該設備投資を行う利子補給対象事業者に対する融資について利子補給を行う事業である。

本公募では、利子補給対象事業者に対し、省エネルギー設備投資に係る利子補給金の交付対象となる融資を行う指定金融機関を公募する。指定金融機関は、本事業に関わる利子補給対象事業者の申請手続き等を行うものとする。

**1-4 応募資格**

次の要件を満たす民間金融機関等とする。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業に係る業務を適切かつ確実にできる体制(特に、新規融資予定案件の導入予定設備の内容及び省エネルギー効果の確認ができる体制)を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ④省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口を広く公開し、民間団体等の省エネルギー取組に対して積極的な支援を行うための体制構築ができること。
- ⑤経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指定停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

※「民間金融機関等」とは、沖縄振興開発金融公庫及び次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫
- (3) 労働金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 生命保険会社又は外国生命保険会社等

## 1-5 指定金融機関の業務(予定)

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。

また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

※新規融資公募要領にてあらためて定めるものとする。

1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
3. SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。
10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
11. 実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。
14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。



## 2. 応募手続き

---

## 2-1 公募期間

2021年4月5日(月)以降、新規融資の公募終了までの間、随時受付

## 2-2 応募方法及び応募書類

## ①申請様式のダウンロード

SIIホームページよりダウンロード  
<https://sii.or.jp/rishihokyu03/financial-first.html>

## ②応募書類の作成

申請様式の入力、添付資料の準備

## ③応募書類の提出

申請様式と添付資料をSIIへ原則、電子メールで提出

応募書類は下表の通りとし、原則、電子メールにて提出すること。

## 指定金融機関 応募書類一覧

No	応募書類	提出方法	必要書類	ファイル形式	ファイル名	備考
1	指定金融機関の申請様式1～7	電子メール	●	Excel	指定金融機関の申請_金融機関コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押印は無くても可とします。なお、押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を添付してください。</li> <li>・ファイル名の末尾に「_(半角アンダーバー)金融機関コード(半角数字4桁)」をご入力ください。</li> </ul>
2	基本情報 公表資料		●	PDF	基本情報_公表資料(資料名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表資料の表紙と様式入力項目が明記されているページをご提出ください。</li> <li>・公表資料の該当箇所にマーカー等で印をつけてください。</li> </ul>
3	財務状況等 説明資料		●	PDF	財務諸表等_説明資料(資料名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の事業年度(1年間分)の決算情報が確認できる資料(貸借対照表、有価証券報告書等)を添付してください。</li> </ul>
4	事業実施体制 説明資料		○	自由	事業実施体制_説明資料(資料名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3(2.事業実施体制)について様式以外で説明が必要な場合はご提出ください。</li> </ul>
5	支援体制等 説明資料		○	自由	支援体制等_説明資料(資料名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4(3.支援体制等)について様式以外で説明が必要な場合はご提出ください。</li> </ul>

## &lt;応募書類の留意点&gt;

- ・必要書類の「●」は提出を必須とし、「○」は必要に応じてご提出ください。
- ・No.1は指定様式をご使用ください。
- ・応募書類は原則、電子メールにてご提出ください。(提出先は公募要領10ページに記載)
- ・No.2～No.5については電子メールではなく、郵送での提出も可能です。(郵送の場合の送付先は公募要領10ページに記載)
- ・なお、No.2～No.5を郵送で提出する場合も、No.1については別途電子メールでご提出ください。
- ・電子メールは指定された件名で送信してください。(件名は公募要領10ページに記載)
- ・電子メールの添付ファイルは指定されたファイル名でご添付ください。

## 2-3 応募書類提出先

《応募書類提出先(電子メール)》

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部 利子補給金担当

「riho-shinsei@sii.or.jp」宛

メールの件名を必ず「令和3年度指定金融機関 応募書類\_XXXX」とすること

※メール件名の最後に半角アンダーバーと金融機関コード(半角数字4桁)を入力すること。

※添付ファイルは指定されたファイル名で送付すること。

※応募書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

《応募書類提出先(郵送)》

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル6階

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和3年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」担当宛て

「指定金融機関 応募書類」

※上記をカラーコピーし、宛先として使用しても可。

※応募書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

※応募書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

なお、申請書類(原本)の返送を希望する場合は、着払いにて申請者に返送する。

※郵送先宛名には略称「SII」は使用しないこと。

※応募書類は、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送すること。

## 2-4 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

事業第1部

令和3年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」に係る

指定金融機関公募の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-4460

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

事業ページURL: <https://sii.or.jp/rishihokyu03/>

事業ページQRコード



## **3. 審査・指定**



**3-1 審査基準**

SIIは、応募書類の内容について以下の項目に従って審査を行う。  
また、必要に応じて、追加資料の提出を求めるほか、ヒアリングを実施する場合がある。

**【審査項目】**

- ・「1-4. 応募資格」の内容を満たしていること

**3-2 指定金融機関の決定・通知及び公表**

審査の結果については、指定金融機関の決定・不決定通知書の発出をもって通知する。

※2021年4月30日(金)までの応募書類到着分に係る指定金融機関の決定は、2021年5月下旬を予定。

※2021年5月1日(土)以降の応募書類到着分に係る指定金融機関の決定は、到着月の翌月中旬を予定。

また、指定金融機関の情報は、SIIのホームページで公表する。

**3-3 その他**

SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

## 4. 資料

---

## 4-1 本事業の概要(予定)

## (1) 利子補給対象事業者

日本国内において事業活動を営んでおり、利子補給対象事業を実施する民間団体等。

## (2) 利子補給対象事業

次の(ア)～(ウ)のいずれかの要件を満たす事業とする。

(ア) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。

(イ) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場等におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。

(ウ) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

## (3) 利子補給対象事業の対象経費

省エネルギー設備の新設・増設に係る経費(設計費、設備費及び工事費の合計額)の内数

## (4) 交付対象融資額の上限額

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

## (5) 利子補給対象融資期間

最長10年間

## (6) 利子補給率

利子補給金の額を算出するために利子補給対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
$0.011(1.1\%) \leq \text{融資利率}$	利子補給率 $\leq 0.01(1\%)$
$0.001(0.1\%) \leq \text{融資利率} < 0.011(1.1\%)$	利子補給率 $\leq \text{融資利率} - 0.001(0.1\%)$
融資利率 $< 0.001(0.1\%)$	利子補給率 = 0

## (7) 利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

## 【算式】

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A: 交付対象融資の単位期間における融資残高

B: 交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C: 利子補給率



**4-2 新規融資の公募スケジュール(予定)**

## (1) 公募説明会

事前エントリー: 2021年5月中旬～2021年6月上旬

開催日: 2021年6月上旬

※事前エントリー開始までに説明会開催有無を案内する。

## (2) 新規融資の公募(融資計画書の受付)

第1回: 2021年6月中旬～2021年6月下旬

第2回: 2021年7月上旬～2021年8月中旬

第3回: 2021年8月下旬～2021年10月上旬

第4回: 2021年10月中旬～2021年11月中旬

※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了する。

**4-3 継続融資の申請スケジュール(予定)**

## ・継続融資の申請(交付申請書の受付)

単位期間Ⅰ: 2021年6月上旬～2021年6月下旬

単位期間Ⅱ: 2021年11月上旬～2021年11月下旬

※継続融資とは、過去年度においてSIIから利子補給金の交付を受けた融資のことをいう。



## **5. 申請様式の入力例**



## 5-1 様式1

例

(様式1)

- ・西暦でご入力ください。
- ・公募期間内の日付をご入力ください。

2021 年 ○○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ  
代表理事 村上 孝 殿

以下の点に注意してご入力ください。

- ・住所は都道府県から入力する。
- ・名称は正式名称から入力する。  
(略称名や株は不可)
- ・役職名を入力する。
- ・役職名と氏名はセルを分ける。  
(上段に役職名、下段に氏名)

機関

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名 称 株式会社○○銀行

代表者等名 代表取締役

○○ ○○

- ・押印は無くても可とします。  
なお、押印をしない場合は、社内決裁  
ルールや社内規約等を添付してください。

令和3年度省エネルギー設備投資に係る  
指定金融機関の申請について

令和3年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金に係る指定金融機関の公募要領に基づき、下記のとおり申請します。

(注意点)

本事業その他申請様式の金融機関情報については、  
本様式の入力内容と統一してください。

5-2 様式2(基本情報)

**例** (様式2)

- ・法人番号は13桁の半角数字でご入力ください。
- ・金融機関コードは4桁の半角数字でご入力ください。

1. 基本情報

ふりがな		かぶしきがいしゃ〇〇〇〇ぎん	
金融機関名		株式会社〇〇銀行	
法人番号(13桁)		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
金融機関コード(4桁)		〇〇〇〇	
本社所在地	都道府県		
	市区町村		
	丁目・番地		
公表資料情報 (ディスクロージャー等)	国内拠点数		
	貸出先数		
	資本金/出資金等		
	貸出金残高		
	自己資本比率		
	海外営業拠点有無		
本事業についての 担当窓口  ※通知書送付先や メール案内宛先とし ても利用	部署名		
	ふりがな (担当者名)		
	担当者名		
	郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
	都道府県	〇〇県	
	市区町村	〇〇市	
	丁目・番地	〇〇町〇丁目〇番〇号	
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
メールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇,△△△△△△@△△△△		

- 以下の点に注意しご入力ください。
- ・単体情報を入力する(連結情報は入力しない)。
  - ・非公表の項目がある場合は該当項目に「非公表」と入力する。
- <公表資料について>
- ・各入力項目が明記されている公表資料及び公表されている直近の事業年度(1年間分)の決算情報が確認できる資料(貸借対照表、有価証券報告書等)を提出する。  
※公表資料の表紙と様式入力項目が明記されているページを提出する。
  - ・公表資料の該当箇所にマーカー等で印をつける。

- ・海外支店又は海外現地法人を持つ場合は「有」を選択してください。
- ・海外営業拠点を有しない、または駐在員事務所のみを持つ場合は「無」を選択してください。

- ・担当者名はフルネームでご入力ください。
- ・担当者名とメールアドレスが複数ある場合は「半角カンマ」で区切りをご入力ください。  
※メールアドレスはメーリングリストでも可能です。

5-3 様式3(事業実施体制)

・本様式もしくは別紙(様式自由)を用いて、下記(1)～(8)の事業実施体制(部署名、担当者数、役割等)をご説明ください。

・(3)については省エネ効果を確認する体制をご説明ください。

<本様式にて説明する場合>

・(2)～(7)については左詰めで入力し、左側にS I Iとの対応部署をご入力ください。

例(様式3)

2. 事業実施体制

※下記(1)～(8)について、部署名や担当者数、役割等を入力し実施体制を説明すること。

- (1) 本事業全体の管理
- (2) 利子補給対象事業の申請受付
- (3) 与信調査及び対象要件に係る該当性の確認
- (4) 融資計画書の作成・提出
- (5) 交付申請書の作成・提出
- (6) 資金用途確認
- (7) 実績報告書の作成・利子補給金請求
- (8) 執行団体又は国等からの調査への対応

説明資料	
例1: 本様式にて説明	
例2: 本様式と別紙 事業実施体制_説明資料(資料名)にて説明	
例3: 別紙 事業実施体制_説明資料(資料名)にて説明	

事業実施体制の説明資料について、入力例を参考に  
ご入力ください。

※本様式のみで説明する場合は、別紙の添付は不要  
です。

※別紙のみで説明する場合は、他項目の入力は不要  
です。

(1) 本事業 全体の 管理	部署名	〇〇部 補助金担当
	担当者数	5名(部長1名、課長1名、担当者6名)
	役割等	行内に本事業内容・要件について詳細を説明 申請受付状況の管理 融資内容の管理 提出期限の管理 提出資料のとりまとめ・最終確認・提出・保管 受理資料の確認・保管

(2) 受利子 補給 対象 事業 の 申 請	部署名	同上	部署名	営業部	部署名	△△部 △△担当
	担当者数	同上	担当者数	約50店舗、約100名	担当者数	10名(部長1名、課長1名、担当者8名)
	役割等	SIIホームページ掲載の窓口への問合せに対し本事業内容・要件について詳細を説明、必要に応じて営業店への情報展開や対応依頼	役割等	・本事業を検討する事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明	役割等	・他補助金と共にセミナーを開催、参加者に対し本事業内容・要件について詳細を説明 ・本事業を検討する事業者に対し、必要に応じて営業店への情報展開や対応依頼

(3) 係 与 る 信 該 調 査 性 及 び 確 認 要 件 に	部署名	同上	部署名	同上	部署名	審査部
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	5名(部長1名、担当者4名)
	役割等	公募要領の要件を満たしていることの確認 省エネ効果については当行グループ会社である〇〇へ委託し、省エネ効果の計算や必要書類の準備等を行う	役割等	・融資与信調査 ・社内決裁	役割等	・融資与信調査 ・社内決裁

5-3 様式3(事業実施体制)

※前頁より

(4) 融資計画書の作成・提出	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・導入設備、省エネ効果の確認</li> <li>・融資計画書に係る書類のとりまとめ</li> <li>・融資計画書の最終確認</li> <li>・融資計画書の提出</li> </ul>	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・導入設備、省エネ効果の確認</li> <li>・融資計画書の作成</li> <li>・添付資料の準備</li> <li>・押印処理</li> </ul>	役割等	
(5) 交付申請書の作成・提出	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・交付申請書に係る書類のとりまとめ</li> <li>・交付申請書の最終確認</li> <li>・交付申請書の提出</li> </ul>	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・交付申請書の作成</li> <li>・押印処理</li> </ul>	役割等	
(6) 資金使用確認	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店の資金使用確認結果の確認・管理</li> </ul>	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金トレース(支払先への資金遺流確認)</li> </ul>	役割等	
(7) 実績報告書の作成・利子補給金請求	部署名	同上	部署名	同上	部署名	
	担当者数	同上	担当者数	同上	担当者数	
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・実績報告書に係る書類のとりまとめ</li> <li>・実績報告書の提出</li> <li>・利子補給金請求に係る書類のとりまとめ</li> <li>・利子補給金請求の提出</li> </ul>	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資内容の確認</li> <li>・実績報告書の作成</li> <li>・利子補給金請求の作成</li> <li>・押印処理</li> </ul>	役割等	
(8) 調査行団の体対応又は国等からの	部署名	同上				
	担当者数	同上				
	役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査内容の確認</li> <li>・必要に応じて、営業店や事業者へ確認</li> <li>・調査内容の回答</li> </ul>				

## 5-4 様式4(民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法)

**例** (様式4)

## 3. 民間団体等の省エネルギー取組に対する支援体制・方法

例えば以下の支援体制等をご入力ください。

- (1) 利子補給対象事業者に対する相談体制(支援制度の紹介、省エネルギー設備投資に関する適切なアドバイス等)の構築。
- (2) 省エネルギー支援制度のPRやセミナー等の開催による、中小企業等の省エネルギー設備投資の掘り起こし。
- (3) 省エネルギー設備投資に関する支援を行う窓口の公開。

※必要に応じて説明資料を添付する。

※資料を添付する場合はその旨も様式に入力する。

例)「別紙 支援体制等\_説明資料(資料名)参照」



## 5-5 様式5(公開する本事業に関する窓口の掲載情報)

## 例 (様式5)

## 4. 公開する本事業に関する窓口

- ・フルネームでご入力ください。
- ・複数名の場合は「半角カンマ」で区切りをご入力ください。

金融機関名	株式会社〇〇銀行
担当部署	〇〇〇〇部 〇〇〇〇担当
担当者	〇〇 〇〇,△△ △△△
連絡先	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 受付時間:〇〇:〇〇~〇〇:〇〇 (土曜、日曜、祝日を除く)
備考	融資のご相談は最寄りの支店にて承ります。 支店検索: <a href="https://www.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇">https://www.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</a>

- ・連絡先は電話番号以外にも受付時間等の掲載が必要となる場合はご入力ください。
- ・備考は入力例のような案内文の掲載が必要となる場合はご入力ください。  
(備考欄のみ空白可)

5-6 様式6(役員名簿)

**例** (様式6)

正式名称をご入力ください。  
(略名や(株)、同上は不可)

5. 役員名簿(金融機関)

氏名(カナ)	氏名(漢字)	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	S	30	03	04	M	株式会社〇〇銀行	代表取締役
△△△△ △△△△	△△△ △△	S	40	01	10	M	株式会社〇〇銀行	取締役
□□ □□□	□ □□	S	45	12	12	M	株式会社〇〇銀行	取締役

・氏名(カナ)は半角で入力し、姓と名の間も半角で1マス空けてご入力ください。  
・氏名(漢字)は全角で入力し、姓と名の間も全角で1マス空けてご入力ください。

・様式6では、行の追加が可能です。  
・行数が足りない場合は、28行目以前の行を選択し、行の追加を行ってください。

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を入力すること。  
また、外国人については、氏名漢字欄はアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

## 5-7 様式7(指定金融機関の業務(予定)の確認)

例 (様式7)

## 6. 指定金融機関の業務(予定)の確認

指定金融機関 公募要領の1-5(7ページ)に基づき、本事業において以下の業務を行うことを確認しました。

No	指定金融機関の業務(予定)	確認
1	利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。	<input type="checkbox"/>
2	融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。	<input type="checkbox"/>
3	SIIより送付する交付(又は不交付)方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。	<input type="checkbox"/>
4	交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。	<input type="checkbox"/>
5	金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。	<input type="checkbox"/>
6	利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。	<input type="checkbox"/>
7	交付申請書を送付する。指定金融機関の業務(予定)をご確認の上、チェックボックスを押して下さい。	<input type="checkbox"/>
8	SIIより変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。	<input type="checkbox"/>
9	利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び用途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。	<input type="checkbox"/>
10	SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。	<input type="checkbox"/>
11	実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。	<input type="checkbox"/>
12	実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。	<input type="checkbox"/>
13	SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出(概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要)する。	<input type="checkbox"/>
14	利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。	<input type="checkbox"/>
15	経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。	<input type="checkbox"/>
16	本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。	<input type="checkbox"/>

——公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口——

一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

**TEL:03-5565-4460**

**<https://sii.or.jp/rishihokyu03/>**

<受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>  
通話料がかかりますのでご注意ください。